

# 入院時食事療養に係るお知らせ

当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届け出を行っており管理栄養士によって管理された食事(治療に基づき医師を含む多職種による栄養管理)を適時(夕食は18時以降)、適温(温冷配膳車による)で提供しています。

## 入院の食事負担金

すべての入院患者さんに関係します。

＝ 入院時の食事代 ＝		
一般・老人保健医療受給者	1食当たり 510円	
指定難病又は小児慢性特定疾病児童等 (下記に該当しない)	1食当たり 300円	
低所得者(Ⅱ)住民税非課税世帯等※1	過去1年間の入院日数が90日までの 入院	1食当たり 240円
	過去1年間の入院日数が90日を超え る入院	1食当たり 190円
低所得者(Ⅰ)住民税非課税世帯等で年金を受けている70歳以上の方等※1 (1)単独生体の場合(年金収入のみ)年収約80万円以下 (2)2人世帯の場合(年金収入のみ)年収約160万円以下 ＝夫婦各々年収80万円以下	1食当たり 110円	
自費の方※2	1食当たり 690円 (経腸栄養剤 のみ625円)	※1に該当している方は、市区町村の役所で申請をし「入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示してください  ※2に該当している方は厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合は1食につき76円負担金が増えます。

## 複数メニュー(上記食事負担金の他に)の負担金(B食は1食当たり19円)

当院の食事の常食・全粥食・妊産婦食(但し、キザミや禁止事項や主食コメント等ないことが原則で食事内容に変更が生じた場合提供できなくなることもあります。)を食べられている患者さんを対象に複数メニューを実施しています。毎週火・水・木・金曜日(年末年始等除く)の昼食、夕食をA食・B食の2つの献立より、希望する献立を召し上がっていただいております。基本献立のA食は無料、B食は1食19円の負担額が発生します。